

2022 東北観光フリーパス

(東北6県周遊プラン、北東北周遊プラン、南東北周遊プラン)

(首都圏発着東北6県周遊プラン、首都圏発着南東北周遊プラン)

利用約款

令和4年3月25日制定

令和4年10月25日改定

令和4年11月17日改定

令和5年3月1日改定

東日本高速道路株式会社 東北支社

宮城県道路公社

(通則)

第1条 本約款は、東日本高速道路株式会社（以下「当社」といいます。）と宮城県道路公社（以下「公社」といいます。）が実施する「2022 東北観光フリーパス」（以下「本商品」といいます。）について適用します。

(定義)

第2条 本約款の中で使用する用語は、次の各号に定めるところによります。

- 一. ETC 無線通信 ETC システム利用規程第2条に定める ETC システムにおける無線通信をいいます。
- 二. ETC カード 当社との契約によりクレジットカード会社が発行した ETC クレジットカード並びに当社、首都高速道路株式会社、中日本高速道路株式会社、西日本高速道路株式会社、阪神高速道路株式会社及び本州四国連絡高速道路株式会社（以下「六会社」といいます。）が契約に基づき共同で発行した ETC パーソナルカードをいいます。
- 三. ETC 車載器 ETC システム利用規程第3条に定める、自動車に取り付けて道路側のアンテナと通行料金の支払いに必要な情報を交信する無線機をいいます。
- 四. セットアップ ETC システム利用規程第3条に定める、ETC 車載器に通行料金の支払いに必要な情報を記録して利用可能な状態にすることをいいます。
- 五. 指定レンタカー事業者 自家用自動車有償貸渡業のうち、本商品が利用できる自動車を貸し出すものとして当社が指定した事業者をいいます。
- 六. 指定レンタカー 指定レンタカー事業者が貸与する自動車（ただし、次条で指定する対象車両に限る。）をいいます。
- 七. 指定 ETC カード 指定レンタカー事業者が本商品利用者に使用を認めた ETC クレジットカードをいいます。

八. ドラぷらの旅 当社が旅行者へ提供する募集型企画旅行をいいます。

(対象車両)

第3条 本商品は、ETC 無線通信により通行が可能な普通車及び軽自動車等の2車種（車種区分は、道路整備特別措置法（昭和31年法律第7号）第25条第1項の規定により当社が公告する高速道路（全国路線網）の料金車種区分によります。以下同じ。）を対象とします。

(利用期間及び料金)

第4条 本商品の利用期間は、令和4年4月1日（金）から令和5年3月31日（金）までとします。ただし、令和4年4月27日（水）から令和4年5月9日（月）、令和4年8月9日（火）から令和4年8月17日（水）まで及び令和4年12月28日（水）から令和5年1月4日（水）を除きます。なお、連続する最大2日間利用可能なプランにおいては、上記のうち、金曜、土曜、日曜及び月曜日並びに次に掲げる日とします。

令和4年7月19日（火）、令和4年9月20（火）、令和4年9月22日（木）、令和4年10月11日（火）、令和4年11月22日（火）から令和4年11月24日（木）、令和5年1月10（火）、令和5年2月22日（水）から令和5年2月23日（木）及び令和5年3月21日（火）から令和5年3月22日（水）

2. 各通行にかかる通行日の判定は、入口料金所または出口料金所の通行日時をもって行います。ただし、本線料金所が設置されているインターチェンジ（東北自動車道 浦和本線料金所、常磐自動車道 三郷本線料金所、東北自動車道 福島ジャンクション料金所、東北中央自動車道 米沢北本線料金所及び桑折ジャンクション料金所等）では、本線料金所の通行日時をもって判定します。

3. 日本海東北自動車道・山形自動車道 湯殿山料金所・鶴岡 JCT 料金所～酒田みなと料金所は、それぞれの料金所の通行日で判定します。

4. 本商品のプラン毎の料金は下表のとおりです。

プラン名	2日間プラン		3日間プラン	
	普通車	軽自動車等	普通車	軽自動車等
東北6県周遊プラン	7,600円	6,100円	10,700円	8,100円
北東北周遊プラン	7,100円	5,600円	8,700円	7,100円
南東北周遊プラン	6,100円	4,600円	7,600円	6,100円
首都圏発着 東北6県周遊プラン	—	—	16,000円	12,800円
首都圏発着 南東北周遊プラン	10,500円	8,400円	13,500円	10,800円

(申込方法等)

第5条 本商品を利用する場合は、この約款に定める事項を承諾の上、利用開始までに本商品のホームページにて申込みください。本商品申込み前の走行については本商品の適用を受けません。ただし、入口料金所通過後の申込みであっても、出口料金所の通過前であれば、当該の走行から本商品の適用となります。なお、申込みの際は利用開始日、車種、申込者氏名、メールアドレス、連絡先電話番号、ETCカード番号及びETCカードの有効期限(以下これらを総称して「登録内容」といいます。)を登録してください。

2 ドラぷらの旅の旅行商品の申込みと合わせて本商品に申込み、本商品を利用する場合は、この約款に定める事項を承諾の上、ドラぷらの旅のホームページに記載の申込み締切日までに申込みください。本商品申込み前の走行については本商品の適用を受けません。なお、申込みの際は登録内容を登録してください。

3. 当社及び公社は、登録の受付が完了した時には、登録内容を確認したことを知らせるインターネットメールにより申込者へ通知するものとし、申込者の受信状況にかかわらず、当該メール送信時をもって登録内容を有効とします。

4. 本商品の申込み受付が完了したことをもって、申込み時に登録されたETCカードが高速道路を利用できることを保証するものではありません。(ETCカードの利用可否は発行カード会社または六会社の定めによります。)

5. 本商品は、次の各号を満たさない場合は申込みを無効とし、第7条に定める通行に該当する場合も、当社及び公社は、通常料金(ETC時間帯割引が適用される場合、ETC時間帯割引適用後の料金。以下同じ。)の支払いを受けます。

一. 登録したETCカードを利用していること(登録のETCカードと通行時に利用のETCカードは同一の番号に限ります。また、当社、中日本高速道路株式会社及び西日本高速道路株式会社が大口・多頻度割引制度のために発行するETCコーポレートカードは利用できません。)

二. 登録が正しく行われ、内容に誤りが無いこと。

三. 登録したETCカードの名義が本商品の申込者又はその家族等であること。ETCカードの名義が法人名義の場合は、本商品の申込者とその法人又はその法人の社員であること。ただし、指定レンタカー事業者の場合を除く。

6. 指定レンタカー及び指定ETCカードにより本商品を利用する場合は、第1項及び第2項の定めにかかわらず、指定レンタカー事業者の指定する営業所で、本約款に定める事項を承諾のうえ申込みください。ただし、第2項に定めるドラぷらの旅が提供する商品への申込みはできません。

(登録内容の変更)

第6条 本商品の申込みが完了した後は、登録内容を変更することはできません。登録内容の変更が必要な場合は、第12条第2項に定める解約を行った上で、再度、本商品のホー

ムページにて申込みください。

2. 指定レンタカー及び指定 ETC カードにより本商品を利用する場合は、申込み手続きを行った指定レンタカー事業者の営業所にて、本商品の申込みを一旦解約して、再度申込みを行ってください。
3. ドラぷらの旅の旅行商品の申込みと合わせて本商品を利用する場合は、ドラぷらの旅にて本商品の申込みを一旦解約して、再度申込みを行うため、ドラぷらの旅事務局にお申し出ください。

(利用方法)

第7条 本商品の利用は、申込み時に登録した利用開始日を含め連続する最大2日間または3日間(第4条第1項に定める利用期間内の場合に限り、以下「登録した利用期間」といいます。)にてご利用ください。

2. 利用方法については、次の各号に定めるとおりご利用ください。

- 一. 「東北6県周遊プラン」、「北東北周遊プラン」及び「南東北周遊プラン」(以下「周遊プラン」といいます。)の場合

- ①別表1に定める区間(以下「周遊エリア」といいます。)内のインターチェンジ(以下「IC」といいます。)間を回数制限なく通行できます。

- 二. 「首都圏発着東北6県周遊プラン」及び「首都圏発着南東北周遊プラン」(以下「発着プラン」といいます。)の場合

- ①別表2に定める区間(以下「発着エリア」といいます。)内のICから周遊エリア内のICまでの通行(往路): 1回

- ②周遊エリア内のIC間を回数制限なく通行できます。(但し、別表1「北東北周遊プラン」を除く。)

- ③周遊エリア内のICから発着エリア内のICまでの通行(復路): 1回

- ④第4条第1項及び第2項に定める利用期間内であっても、復路における発着エリア内のICで流出された際に終了となります。

3. 高速道路の通行止めにより、高速道路に進入できない場合または退出を余儀なくされた場合には、次の各号に定めるとおりご利用ください。

- 一. 発着プランの往路利用時に発着エリア内のICから進入できなかった場合または発着エリア内のICから進入後、目的地とする周遊エリア内のICより手前で退出を余儀なくされた場合:

目的地とする周遊エリア内のICに向かい、通行止め区間より先のIC(通行止め解除後は当該通行止め区間のIC含む)から高速道路に進入してください。

- 二. 発着プランの復路利用時に周遊エリア内のICから進入できなかった場合または周遊エリア内のICから進入後、目的地とする発着エリア(前号の発着エリアと同一の発着エリアを指します。)内のICより手前で退出を余儀なくされた場合:

目的地とする発着エリア内の IC に向かい、通行止め区間より先の IC（通行止め解除後は当該通行止め区間の IC 含む）から高速道路に進入してください。

4. 本商品を利用する場合は、登録した車種に属する自動車で行ってください。登録した車種より上位の車種で行った場合は、当社及び公社は、各通行について当該上位の車種の通常料金の支払いを受けます（本商品は適用されません）。登録した車種より下位の車種で行った場合は、当社及び公社は、登録した車種にかかる本商品の料金の支払いを受けます。
5. 料金所では、登録した ETC カード又は指定 ETC カード（以下「登録 ETC カード」という。）を ETC 車載器に挿入し、ETC レーンを ETC 無線通信により通行してください。登録 ETC カードと異なる ETC カードで行った場合は、当社及び公社は、通常料金の支払いを受けます。
6. 入口料金所の ETC レーンが点検等により閉鎖され通行できなかった場合は、一般レーンで通行券を取り、出口料金所では一般レーンの料金所係員に登録 ETC カードと入口通行券をお渡しください。出口料金所の ETC レーンが閉鎖され通行できない場合は、一般レーンの料金所係員に登録 ETC カードをお渡しください（いずれの場合も本商品が適用されません）。なお、一般車線に料金精算機が設置されている車線では、料金精算機による出口精算となります。（操作がわからないときは、呼出鈕を押してください。料金所係員がインターホン等で対応します）。
7. 複数の申込みに該当する走行については、複数の申込みに本商品を適用した場合に合計額が最も安くなる申込みに対し適用します。
8. 本商品の適用要件を満たす場合であっても、通行料金をお知らせする料金所の路側表示器、ETC 車載器のモニター及び ETC 車載器の音声案内等では、本商品の適用前の料金を案内します。

（請求等）

第 8 条 当社及び公社は、「周遊プラン」については、利用期間における第 7 条第 2 項第一号に定める通行のうち、最初の通行に対し本商品の料金の支払いを受けます。また、「発着プラン」については、利用期間における第 7 条第 2 項第二号①に定める通行を行った場合、第 7 条第 2 項第二号②及び③に定める通行の有無にかかわらず、本商品の料金の支払いを受けます。なお、ETC マイレージサービスの還元額がある場合は、ETC マイレージサービスの還元額を本商品の料金の支払いに充当します。

2. ETC 利用照会サービス及び ETC マイレージサービスの還元額明細に表示される本商品の対象となる各通行の走行明細は確定時に次のとおりとなります。

一. 「周遊プラン」の場合

①登録した利用期間における第 7 条第 2 項第一号①に定める通行の最初の IC 間の入口 IC 名が「企画割引」となり、通常料金が本商品の料金となります。

②登録した利用期間における第 7 条第 2 項第一号①に定める通行の 2 回目以降の通行は

消去されます。

二. 「発着プラン」の場合

①登録した利用期間における第7条第2項第二号①に定める通行の入口 IC が「企画割引」となり、通常料金が本商品の料金となります。

②登録した利用期間における第7条第2項第二号②及び③に定める通行は消去されます。

3. クレジットカード会社又は ETC パーソナルカード事務局（ETC パーソナルカードの管理運営を行うため六会社が設置する事務局をいいます。）が発行する請求書には、登録した利用期間における2回目以降の通行にかかる走行明細は記載されません。

4. ETC パーソナルカードは、お支払いの滞りがないご利用金額の合計額（以下「未払債務の合計額」といいます。）が、ETC パーソナルカード利用規約に定める利用限度額（以下「ご利用限度額」といいます。）を上回りますと、利用停止となる場合があります。

【未払債務の合計額がご利用限度額を超える場合の例】

本商品の料金が適用される通行であっても、未払債務の合計額は、個々の通行ごとに、一旦、通常料金で計算します。そのため、未払債務の合計額が、本商品の料金が適用された後に比べて一時的に高額となる場合があります。

（他の割引との適用関係）

第9条 ETC マイレージサービスによるポイントの付与は、本商品の料金の額に適用しません。

2. 前項に定めるポイント付与に加え、次条に定める特別ポイントを付与します。
3. 本商品は、前2項に定めるポイント付与以外の割引を重複して適用しません。
4. 本商品の対象となる各通行が ETC マイレージサービスによる平日朝夕割引の割引対象となる通行の場合であっても、当該割引の利用回数として算入しません。

（ETC マイレージサービスの特別ポイントの付与）

第10条 令和4年11月7日（月）から令和5年3月31日（金）までの期間における、月曜日から金曜日までの間の日のみを利用期間として申込み、第7条第1項に定める通行を行った場合、ETC マイレージサービスの特別ポイントを、本商品の料金の額10円毎に1.5ポイント付与するものとします。

2. 前項に定める特別ポイントは、本商品の利用のあった月の翌々月20日までに付与しません。

（適用対象外及び無効）

第11条 各通行が次の各号の一に該当する場合は、本商品の適用対象外とし、当社及び公社は、その通行にかかる通常料金の支払いを受けます。

- 一. 登録 ETC カード以外のものを使用したとき

- 二. 登録した車種より上位の車種で通行したとき
 - 三. 本割引が最初に適用された通行の自動車と異なる自動車で通行したとき
 - 四. 入口料金所、出口料金所とも登録した利用期間以外の日に料金所を通行したとき及び入口料金所を利用期間内に通行し、利用期間最終日の翌々日まで出口料金所を通行しなかったとき
 - 五. 入口料金所、出口料金所ともに周遊エリア外又は発着エリア外のと き
 - 六. 発着エリアから流入し周遊エリアで流出しなかったとき又は周遊エリアから流入し発着エリアで流出しなかったとき
 - 七. 周遊エリア内と周遊エリア外を跨ぐ走行については、周遊エリア内にあたる部分と周遊エリア外にあたる部分で走行を分割し、前者は本商品の適用対象となり、後者にかかる通常料金（ETC 時間帯割引は分割前の入口時間及び出口時間で判定します。）の支払いを受けます。
2. 各通行が次の各号の一に該当する場合は、本商品の申込みを無効とし、当社及び公社は、利用期間の全ての通行にかかる通常料金の支払いを受けます。また、当社供用約款及び公社供用約款に違反し料金を不法に免れたと認められる場合は、当社及び公社は、道路整備特別措置法（昭和 31 年法律第 7 号）第 26 条の規定により、通常料金のほか割増金の支払いを受けます。
- 一. セットアップされた ETC 車載器を自動車に取り付けずに通行したとき
 - 二. 登録 ETC カードを同時に 2 台以上の自動車に使用したとき
 - 三. 前二号に掲げるもののほか、不正な通行の手段として本商品を利用したとき
3. 指定レンタカー及び指定 ETC カードにより本商品を利用する場合において、各通行が前 2 項の各号に該当するときには、その通行にかかる通常料金を本商品の申込み手続きを行った指定レンタカー事業者の営業所にてお支払いください。

（解約等）

- 第 12 条 登録した利用期間に登録 ETC カードで第 7 条第 2 項第一号及び第 7 条第 2 項第二号①の通行をした場合、途中解約、払戻し及び一部返金を行いません。また、第 7 条第 2 項第二号①の通行をした場合において、第 7 条第 2 項第二号②及び③の通行を行わなかった場合でも途中解約、払戻し及び一部返金を行いません。
2. 本商品の解約手続きは、本商品のホームページから申込みした場合は、インターネットから本商品の利用開始まで可能です。ドラぷらの旅のホームページから申込みした場合は、ドラぷらの旅のキャンセル後、本商品も自動的に解約となります。ただし、指定レンタカー及び指定 ETC カードにより本商品を利用する場合は、申込み手続きを行った指定レンタカー事業者の営業所にお申し出ください。
3. 利用期間中であっても、本商品が適用となる第 7 条に定める通行がない場合に限り解約できます。本商品のホームページから申込みした本商品を解約する場合は、本商品が適用と

なる通行の前に、当社お客さまセンターへ解約をお申し出ください。ドラぷらの旅にてお申込みした本商品を解約する場合は、ドラぷらの旅事務局へお申し出ください。

また、指定レンタカー及び指定 ETC カードにより本商品を利用する場合は、申込み手続きを行った指定レンタカー事業者の営業所にお申し出ください。

4. 登録した利用期間中に本商品が適用となる第 7 条に定める通行がない場合は、登録は自動的に解約となり、当社及び公社は、本商品の料金の支払いを受けません。指定レンタカー及び指定 ETC カードにより本商品を利用する場合において、既に本商品の料金を支払っている場合には、本商品の料金を支払った指定レンタカー事業者の営業所にお申し出ください。

(個人情報保護)

第 13 条 本商品の申込者の個人情報は、当社及び公社が別に定める個人情報の保護に関する方針に従って適切に取扱います。

(免責事項)

第 14 条 当社及び公社は次の各号の一に該当する場合は、本商品の申込者が被った被害について一切責任を負いません。

- 一. 当社及び公社の責めに帰することができない登録内容の誤りにより、本商品の利用影響を及ぼしたとき
- 二. 天災地変その他の不可抗力による通信上の障害又は事故により、本商品の利用に影響を及ぼしたとき
- 三. 当社及び公社の責めに帰することができない通信上の盗聴、妨害又は事故により、本商品の申込者の個人情報が漏えいし、改ざんし又は窃取されたとき
- 四. 通行止め又は渋滞により、本商品の利用に影響を及ぼしたとき

(約款の変更)

第 15 条 当社及び公社は、特別の事情により、この約款を変更することがあります。

2. 当社及び公社は、前項の変更を行った場合は、変更内容を本商品及び公社ホームページへの掲示等の方法でお知らせします。

附則

この約款は、令和 5 年 3 月 1 日（水）14 時から施行します。なお、この約款の施行の際、現に改定前の約款による本商品の申込みが完了している申込者についても、この約款の規定を適用します。

別表1（周遊エリア）

(1) 東北6県周遊プラン

道路	区間
東北自動車道	白河 I C から青森 I C まで
青森自動車道	青森 J C T から青森東 I C まで
八戸自動車道 (百石道路含む)	安代 J C T から八戸 I C ・下田百石 I C まで
釜石自動車道	花巻 J C T から東和 I C まで
秋田自動車道 (秋田外環状道路及び 琴丘能代道路を含む)	北上 J C T から能代南 I C まで
日本海東北自動車道	岩城 I C から河辺 J C T まで
山形自動車道	村田 J C T から月山 I C まで
日本海東北自動車道 山形自動車道	湯殿山 I C ・鶴岡 J C T 料金所から酒田みなと I C まで
磐越自動車道	いわき J C T から西会津 I C まで
東北中央自動車道	米沢北 I C から東根 I C まで 福島 J C T 料金所から桑折 J C T 料金所まで
常磐自動車道	いわき勿来 I C から亘理 I C まで
仙台東部道路	亘理 I C から仙台港北 I C まで
湯沢横手道路	湯沢 I C から横手 I C まで
三陸自動車道	仙台港北 I C から鳴瀬奥松島 I C まで
仙台北部道路	利府 J C T から富谷 I C まで
仙台南部道路	仙台若林 J C T から仙台南 I C まで

(2) 北東北周遊プラン

道路	区間
東北自動車道	仙台南 I C から青森 I C まで
青森自動車道	青森 J C T から青森東 I C まで
八戸自動車道 (百石道路含む)	安代 J C T から八戸 I C ・下田百石 I C まで
釜石自動車道	花巻 J C T から東和 I C まで
秋田自動車道 (秋田外環状道路及び 琴丘能代道路を含む)	北上 J C T から能代南 I C まで
日本海東北自動車道	岩城 I C から河辺 J C T まで
湯沢横手道路	湯沢 I C から横手 I C まで
仙台北部道路	利府 J C T から富谷 I C まで
仙台東部道路	仙台空港 I C から仙台港北 I C まで
三陸自動車道	仙台港北 I C から鳴瀬奥松島 I C まで
仙台南部道路	仙台若林 J C T から仙台南 I C まで

(3) 南東北周遊プラン

道路	区間
東北自動車道	白河 I C から若柳金成 I C まで
山形自動車道	村田 J C T から月山 I C まで
日本海東北自動車道 山形自動車道	湯殿山 I C ・鶴岡 J C T 料金所から酒田みなと I C まで
磐越自動車道	いわき J C T から西会津 I C まで
東北中央自動車道	米沢北 I C から東根 I C まで 福島 J C T 料金所から桑折 J C T 料金所まで
常磐自動車道	いわき勿来 I C から亘理 I C まで
仙台東部道路	亘理 I C から仙台港北 I C まで
三陸自動車道	仙台港北 I C から鳴瀬奥松島 I C まで
仙台北部道路	利府 J C T から富谷 I C まで
仙台南部道路	仙台若林 J C T から仙台南 I C まで

別表2（発着エリア）

道路	区間
東北自動車道	川口 J C T から羽生 I C まで
首都圏中央連絡自動車道	あきる野 I C から下総 I C まで
常磐自動車道	三郷 I C から土浦北 I C まで
関越自動車道	練馬 I C から花園 I C まで

「2022 東北観光フリーパス」のプライバシー保護に関する方針

令和 4 年 3 月 25 日制定
東日本高速道路株式会社 東北支社
宮城県道路公社

「2022 東北観光フリーパス」(以下「本商品」といいます。)を実施する東日本高速道路株式会社(以下「当社」といいます。)及び宮城県道路公社(以下「公社」といいます。)は、個人情報の重要性を認識し、その保護の徹底をはかり、お客さまからの信頼を得るために、個人情報に関する法律等を遵守するとともに、以下に掲げた事項を基本方針として、お客さまの個人情報保護に万全を尽くしてまいります。

□利用約款はこちら

(1)管理のための措置

- ・当社及び公社は、情報の適切な取扱いに関する担当者教育の徹底、社内規程類やマニュアルの整備といった内部管理体制の構築及び運用ならびに情報システムの安全対策を実施することにより、お客さまの情報を厳重に管理いたします。

(2)個人情報の取得

1. 当社及び公社は、本商品をお客さまに提供するために、利用申込みにおいて、氏名、連絡先、メールアドレス、ETC カード番号、利用期間など、必要な個人情報を取得いたします。
2. 当社及び公社は、本商品の利用アンケート回収時において、住所、氏名、連絡先、メールアドレス、ETC カード番号など、必要な個人情報を取得いたします。

(3)個人情報の利用及び提供

- ・当社及び公社は、取得したお客さまに関する個人情報を次の目的以外には利用いたしません。

- 1.本商品を提供するために利用する場合
- 2.本商品の提供に付随する業務に利用する場合
- 3.当社及び公社の宣伝物・印刷物の送付等、営業案内のために利用する場合
- 4.当社及び公社のマーケティング活動・商品開発のために利用する場合
- 5.本商品の利用状況を把握するために、個人を識別できない情報を作成する場合
- 6.本商品のアンケート情報による利用動向の分析及び抽選により当選されたお客さまへのプレゼント送付を行う場合

- ・当社及び公社は、次の場合を除いて、お客さまの同意を得ることなくお客さまの個人情報

を第三者に開示又は提供することはありません。

- 1.お客さまへのプレゼント送付にあたりその業務の一部を第三者へ委託する場合
- 2.利用動向の分析にあたりその業務の一部を第三者へ委託する場合
- 3.法令に基づく場合等

(4)個人情報の適正な管理

- ・当社及び公社は、本商品に関して、お客さまにより良いサービスを提供するために、個人情報を正確かつ最新のものに保つように努力いたします。

当社及び公社は、個人情報の漏えい、滅失、き損又は、不正アクセス等の防止など個人情報の適切な管理のために必要な措置を行います。

(5)個人情報の処理に従事する者の責任

- ・本商品に関して個人情報の処理を行う社員、あるいは行った社員は、職務上知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせたり、不当な目的で用いたりいたしません。

(6)個人情報の開示とその訂正

- ・当社及び公社は、お預かりしているお客さまの個人情報について、お客さまご自身から個人情報の開示のお申し出があったときは、本商品の業務を遂行するにあたり著しい支障を及ぼす場合、又は法令に違反することとなった場合を除き、遅滞なくこれをお客さまに開示します。

(7)個人情報の保護管理者

- ・当社及び公社は、個人情報を適正に管理するため、個人情報保護管理者を置きます。個人情報保護管理者は、個人情報を適正に管理するため、各処理等に従事する社員の事務の範囲及びその責任を明確にいたします。

(8)ご意見対応

- ・当社及び公社は、個人情報の利用、提供、開示情報の訂正等のお申し出に関するご意見、その他個人情報の取扱いに関するご意見に対して、適切かつ迅速な対応に努めます。

(9)インターネット上のセキュリティについて

- ・本商品のサイト上では、お客さまの個人情報を送信していただく場合のセキュリティ確保のため、お客さまの個人情報をSSL（※Secure Socket Layer：インターネット上で情報を暗号化し、通信する業界標準のセキュリティ機能）により保護します。お客さまがSSLに対応したブラウザをお使いになられることで、お客さまの個人情報を自動的に暗号化して、送受信します。万一、送信データを第三者が傍受した場合でも、内容が盗み取られ

たり改ざんされたりすることを防ぎます。

- クッキー (Cookies) は、お客さまがサイトに再度訪問された際、より便利に当サイトを閲覧していただくためのものであり、お客さまのプライバシーを侵害するものではありません。またお客さまのコンピューターへ悪影響を及ぼすこともありません。ブラウザの設定により、クッキー (Cookies) の受け取りを拒否することも可能ですが、その場合でも当サイトの閲覧に支障を来すことはありません。ブラウザの設定方法は各ソフト製造元へお問合せください。
- クッキー (Cookies) とはサイトからお客さまのコンピューターに送られる小容量の情報です。お客さまが受取り拒否しなければコンピューターのハードディスクに保存されます。クッキー (Cookies) はお客さまのコンピューターを識別することはできますが、お客さまが個人情報を入力しない限りお客さま自身を識別することはできません。当サイトがハッキング等の被害にあったときに限り、被害解明のためにクッキー (Cookies) を利用することがあります。